



2022年5月12日

各位

会社名	ジャフコグループ株式会社
代表者	取締役社長 三好啓介
コード番号	8595 東証プライム市場
問合せ先	管理部管理グループ 古賀 慎二
T E L	0 5 0 - 3 7 3 4 - 2 0 2 5

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年6月21日開催の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(2) 変更案第18条第2項は、株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知を、書面のほか電磁的方法でも行うことができるように、当該内容を変更するものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(議決権の不統一行使)</p> <p>第 18 条 株主が他人のために株式を有するものであるときは、その有する議決権を統一しないで行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主は統一しないで行使をする旨とその理由を、株主総会の日から3日前までに書面をもって提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(議決権の不統一行使)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の場合には、株主は統一しないで行使をする旨とその理由を、株主総会の日から3日前までに書面または電磁的方法をもって提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1. 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 21 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 21 日 (予定)

ただし、現行定款第 15 条の削除および変更案第 15 条の新設については、附則に定める日に効力が生ずるものといたします。

以 上